（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第十五条の六　（略）

2　（略）

3　法第三十九条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　国及び地方公共団体以外の者が、法第三十九条第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

4　（略）

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第二条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（生態系維持回復事業の認定） **第三十条の三**　国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。 一　その者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ロ　（略） 二・三　（略） （生態系維持回復事業の確認又は認定の申請） **第三十条の四**　（略） 2　（略） 3　法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類 4　（略）	（生態系維持回復事業の認定） **第三十条の三**　国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。 一　その者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　成年被後見人又は被保佐人 ロ　（略） 二・三　（略） （生態系維持回復事業の確認又は認定の申請） **第三十条の四**　（略） 2　（略） 3　法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。 一・二　（新規） 4　（略）

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（鳥獣捕獲等事業の認定の申請等） **第十九条の二**　（略） 2　法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一～十二　（略） 十三　役員等が第十九条の八第三号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面	（鳥獣捕獲等事業の認定の申請等） **第十九条の二**　（略） 2　法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一～十二　（略） 十三　役員等が第十九条の八第三号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面